

# 令和4年度 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議

日時：令和4年9月28日(水) 13:30～17:30

場所：農林水産省本館7階講堂

## 議事次第

### I 部 (15:15まで公開)

1. 開会挨拶(野村農林水産大臣 13:30～13:35)

### 2. 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

#### <総論>

- (1) 越境性動物疾病の発生状況・防疫対策について  
(大臣官房 熊谷審議官(兼消費・安全局兼輸出・国際局) 13:35～14:00)

#### <各論>

- (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて
- ・ 国内外における発生状況について  
(動物衛生研究部門 人獣共通感染症研究領域 新興ウイルスグループ  
内田グループ長 14:00～14:20)
  - ・ 発生予防及びまん延防止対策について  
(消費・安全局動物衛生課 14:20～14:30)
- (3) 国内の高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱における発生状況と疫学調査結果について  
(消費・安全局動物衛生課 14:30～14:45)
- (4) 野生動物対策について  
(農研機構畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ  
平田上級研究員 14:45～15:05)

#### <以降非公開>

# 令和4年度 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議 配布資料一覧

## I 部

### 1. 開会挨拶

### 2. 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

#### (1) 越境性動物疾病の発生状況・防疫対策について

【資料1】 越境性動物疾病の発生状況・防疫対策について

#### (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて

・国内外における発生状況について

【資料2-1】 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについて

・発生予防及びまん延防止対策について

【資料2-2】 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底についての通知

#### (3) 国内の高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱における発生状況と疫学調査結果について

【資料3】 高病原性鳥インフルエンザ・豚熱の発生状況と疫学調査結果について

#### (4) 野生動物対策について

【資料4】 野生動物対策について

# 越境性動物疾病の 発生状況・防疫対策について

令和4年9月  
農林水産省

# 目次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 家畜伝染病の発生による影響について . . . . . | 1  |
| アフリカ豚熱・豚熱について . . . . .     | 2  |
| 高病原性鳥インフルエンザについて . . . . .  | 14 |
| 飼養衛生管理基準について . . . . .      | 18 |
| （参考）総務省からの勧告について . . . . .  | 22 |

# 家畜伝染病の発生による影響について

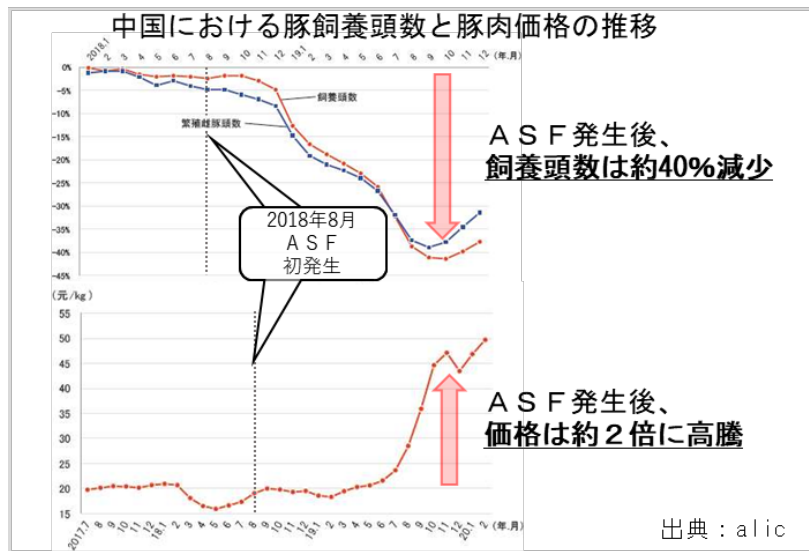
## リスク

- 1 ASF（アフリカ豚熱）が我が国に侵入するリスクが高まっている。

9月28日現在、日本、台湾等の一部を除くアジア全域で発生

## 影響

ASFがまん延した中国では、飼養頭数が大幅に減少し、価格が2倍に高騰



## 対策

- ✓ 侵入を防止するための水際対策の強化
- ✓ 飼養衛生管理の向上
- ✓ 野生イノシシ対策
- ✓ まん延防止措置

- 2 豚熱が九州に侵入するリスクが高まっている。

9月28日現在、飼養豚では17県で、野生イノシシでは山口県を含む32都府県で感染を確認。

九州の  
豚の生産額シェア **29.5%**  
生産額 **1,941億円**  
※令和2年度生産農業所得統計

# アフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア17か国・地域まで感染が拡大。特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。
- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは、**日本、台湾のみ**。
- 既に、我が国に違法に持ち込まれた畜産物4件からアフリカ豚熱ウイルスが分離されており、国際郵便物を含めた水際対策の強化により、事前に侵入を防止することが極めて重要。
- 万が一、野生イノシシに侵入を許した場合、豚熱と異なりワクチンがないことから、農場の飼養豚については、飼養衛生管理の向上が必要であるとともに、野生イノシシについて、死体を衛生的に処理する必要。



■ = 2005年以降OIE等に発生通報のあった国/地域

## [参考]違反の実例



中国からの旅客に持ち込まれた違法豚ソーセージ  
(**感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスを検出した事例あり**)

## (参考) 豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

|        | 伝播性 | 致死率 |
|--------|-----|-----|
| 豚熱     | ++  | +   |
| アフリカ豚熱 | +   | ++  |

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）  
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

# 我が国のアフリカ豚熱対策の現状と今後の対応

- まず、**日本にウイルスを入れないための水際対策の強化が重要。**
- しかし、水際対策は100%でないため、万が一、日本に侵入した場合に備え、**農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理の向上が必要。**
- また、感染状況を早期に把握するため、**野生イノシシの捕獲・サーベイランスの強化が必要**なほか、野生イノシシがアフリカ豚熱に感染した場合に備え、野生イノシシの死体の回収、通行の制限等の対策を具体化していく必要。

日本に入れない

**日本に持って来させないための対策**に加えて**水際対策の強化**

農場に入れない

ワクチンはないので、**飼養衛生管理の向上**  
(伝播性は、豚熱 > アフリカ豚熱)

国内で広げない

早期発見が重要なので、**野生イノシシの捕獲及びサーベイランスの強化**  
(野生イノシシでの発生に備え、死体の回収等対策の具体化が必要)

# 水際対策の強化について

- 令和2年7月に改正家畜伝染病予防法施行。水際検疫における家畜防疫官の権限を強化（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。
- 令和2年度末に全国で検疫探知犬を140頭へ増頭。
- 平成31年4月から、有識者、警察等に相談の上、携帯品検査の対応を厳格化。
- 令和4年8月31日までに携帯品検査においては6件9名、郵便物検査においては1件3名の逮捕事例。

○携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例  
＜令和4年8月31日時点＞

|   | 逮捕日         | 国籍      | 違法持込み日・違反品                                     | 警告書交付日                                                             |
|---|-------------|---------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 令和元年7月21日   | ベトナム人1名 | 令和元年6月13日<br>(羽田空港、かも目の卵約25kgと偶蹄類の肉約10kg)      | 警告書1回目:<br>R元. 6. 13                                               |
| 2 | 同<br>8月6日   | 日本人2名   | ①令和元年5月17日<br>(福岡空港、ソーセージ等91.9kg)              | 警告書1回目:<br>R元. 5. 10                                               |
|   |             |         | ②令和元年5月31日<br>(中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)              | 警告書2回目:<br>R元. 5. 17<br>警告書3回目:<br>R元. 5. 31                       |
| 3 | 同<br>9月3日   | タイ人1名   | 令和元年9月3日<br>(羽田空港、ソーセージ1.0kg)                  | 警告書1回目:<br>R元. 6. 1<br>警告書2回目:<br>R元. 8. 24<br>警告書3回目:<br>R元. 9. 3 |
| 4 | 同<br>10月15日 | ベトナム人3名 | 令和元年6月下旬から8月中旬にかけて複数回<br>(関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg) | (略)                                                                |
| 5 | 令和2年1月21日   | タイ人1名   | 令和元年11月25日<br>(成田空港、ソーセージ10.5kg)               | 警告書1回目:<br>R元. 11. 10<br>警告書2回目:<br>R元. 11. 25                     |
| 6 | 同<br>3月6日   | 台湾人1名   | 令和元年11月14日<br>(中部空港、血餅 計50kg)                  | 警告書1回目:<br>R元. 11. 2<br>警告書2回目:<br>R元. 11. 14                      |

○郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例  
＜令和4年8月31日時点＞

|   | 逮捕日               | 国籍    | 違法持込み日・違反品                       |
|---|-------------------|-------|----------------------------------|
| 1 | 令和4年2月28日<br>3月1日 | 中国人3名 | 令和3年5月～6月<br>(関西空港、肉製品 計395.5kg) |

○摘発上位国の状況【携帯品】＜令和3年（速報値）＞

|   | 国名    | 件数（件）         | 重量（kg）        |
|---|-------|---------------|---------------|
| 1 | 中国    | 3,973 (21.2%) | 2,602 (20.0%) |
| 2 | アメリカ  | 2,160 (11.5%) | 749 (5.8%)    |
| 3 | 韓国    | 1,860 (9.9%)  | 2,043 (15.7%) |
| 4 | フィリピン | 1,662 (8.9%)  | 982 (7.6%)    |
| 5 | ベトナム  | 794 (4.2%)    | 707 (5.4%)    |
| 6 | タイ    | 671 (3.6%)    | 416 (3.2%)    |

○摘発上位国の状況【郵便物】＜令和3年（速報値）＞

|   | 国名     | 件数（件）          | 重量（kg）         |
|---|--------|----------------|----------------|
| 1 | 中国     | 43,004 (84.4%) | 65,732 (76.2%) |
| 2 | ベトナム   | 3,391 (6.7%)   | 16,493 (19.1%) |
| 3 | アメリカ   | 1,228 (2.4%)   | 549 (0.6%)     |
| 4 | タイ     | 542 (1.1%)     | 679 (0.8%)     |
| 5 | モンゴル   | 497 (1.0%)     | 389 (0.5%)     |
| 6 | インドネシア | 327 (0.6%)     | 707 (0.8%)     |

- 罰則規定
- ・家畜伝染病予防法違反：3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合5,000万円以下）の罰金  
（第36条第1号第1項（輸入禁止）違反）